

工事発注者の皆様へ



建設会社の 「働き方」が変わります！

2024(令和6)年4月1日から建設会社にも 時間外労働の上限規制が適用されます

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ 1年間の時間外労働は**720時間以内**
- ・ 1か月の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満(※)**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、**2～6か月平均80時間以内(※)**
(「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」の全て)
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

(※) 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。

★今後このような取組が進んでいくものと考えられます★



- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など



©群馬県 ぐんまちゃん 00276-01

群馬県建設業協会 ぐんケンくん

工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。



厚生労働省 群馬労働局 労働基準監督署

令和5年4月から中小企業に対する 月60時間超の時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます！



(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%

(令和5年4月1日～)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業とも50%
※中小企業の割増賃金率を上げ



	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定する、予定通りに請負代金を支払わないなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関するご相談への対応だけでなく、建設業法違反を調査している国土交通省への取次ぎも行っています。



(※下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)



「働き方改革」の取り組みをサポート！無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

「労働時間相談・支援コーナー」 県内各労働基準監督署
「群馬働き方改革推進支援センター」 0120-486-450

